別添３

医療廃棄物処理業務委託仕様書

１　業務名

地方独立行政法人公立甲賀病院医療廃棄物処理業務

２　委託契約期間

令和８年４月１日　から　令和 11 年３月 31 日まで

ただし、期間満了の３ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による意思表示がない場合はこの契約は最長２年間延長できるものとする。

３　医療廃棄物処理業務委託方針

本仕様書は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、病院が排出する医療廃棄物の処理を、事業者が受託し、適正に処理することを目的とする。

４　業務内容

（１）病院から発生する感染性廃棄物等は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。

（２）病院から発生する感染性廃棄物を許可された施設で適正に処理する。

（３）感染性廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋め立て処分するものとする。

（４）上記許可事項に変更があった場合は、事業者は速やかにその旨を病院に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出すること。

５　廃棄物の種類

（１）感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

①　ダンボール容器（40L、80L）

ア 材質・サイズ

（ア）ダンボール 40Ｌ

横 305×奥 300×高 447㎜

持ち手穴付、底板付き、ビニール袋付

（イ）ダンボール 80Ｌ

横 500×奥 400×高 400㎜

手提げひも付、手提げひも穴補強板付、ビニール袋付

イ 要件

（ア）使用前は折りたたむ等コンパクトに収納できること。

（イ）使用に際しては頑丈で容易に破損することがないこと。

（ウ）水分等が容易に浸出することのない構造を備えていること。（ビニール袋付）

（エ）橙色のバイオハザードマークが印刷されていること。
（オ）JIS 規格適合品であること。
（カ）JIS 規格適合品であることを証明する書類を提出すること。
（キ）手提げひもがついていること。
（ク）内側に手提げひも穴補強板がついていること。
（ケ）現在当院で使用中の足踏み式のホルダーに適合するダンボール容器を使用すること。
（コ）容器代は契約金額に含む。

② ビニール袋（70L）

ア 材質・サイズ

サイズ：800㎜×900㎜ 厚 0.04㎜以上のもの

イ 要件

（ア）色は透明色であること。
（イ）容器代は契約金額に含む。

③ プラスチック容器（20L、40L、50L、70L の 4 種類）

ア 材質・サイズ

（ア） 20Ｌ容器 材質：再生ポリプロピレン 100％
サイズ：横 327×奥 315×高 299㎜
（イ） 40Ｌ容器 材質：再生ポリプロピレン 100％
サイズ：横 478×奥 318×高 352㎜
（ウ）50Ｌ容器 材質：ポリプロピレン 100％
サイズ：横 438×奥 310×高 554㎜
（エ）70Ｌ容器 材質：ポリプロピレン 100％
サイズ：横 560×奥 420×高 416㎜

イ 要件

（ア）耐貫通性のものであること。
（イ）使用後は密閉でき、容易に容器を開封できない構造となっていること。
（ウ）20Ｌ容器、40Ｌ容器については公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局認定容器とする。
（エ）黄色のバイオハザードマークが印刷されていること。
（オ）持ち手がついていること。
（カ）公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの感染性廃棄物容器評価基準に合格した商品であること。（70Ｌ容器を除く。）
（キ）基準をクリアしていることを証明する書類(評価結果報告書)の写しを提出すること。
（ク）色は白色であること。

（ケ）現在当院で使用中の足踏み式のホルダーに適合するプラスチック容器を使用すること。

（コ）容器代は契約金額に含む。

（２）感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物・おむつ）

①　ビニール袋（90L）

ア　材質・サイズ

サイズ：1000㎜×900㎜　厚 0.04㎜以上のもの

イ　要件

（ア）色は黒色であること。

（イ）橙色のバイオハザードマークが印刷されていること。

（ウ）容器代は契約金額に含む。

（３）非感染性産業廃棄物（産業廃棄物・廃プラスチック類）

①　ビニール袋（45L）

ア　材質・サイズ

サイズ：650㎜×800㎜　厚 0.04㎜以上のもの

イ　要件

（ア）色は透明であること。

（イ）容器代は契約金額に含む。

（４）非感染性産業廃棄物（産業廃棄物・ガラスくず）

①　プラスチック容器（40L）

ア　材質・サイズ

40Ｌ容器　材質：再生ポリプロピレン 100％

サイズ：横 478×奥 318×高 352㎜

イ　要件

(ア)色は白色であること。

(イ)容器代は契約金額に含む。

6　想定処理数量（2024 年度実績）

種別	容器種別	容量	数量	単位
感染性産業廃棄物 （特別管理産業廃棄物）	ダンボール容器	40Ｌ	12,221 47,690	個 kg
		80Ｌ	2,765	個
	ビニール袋	70Ｌ	1,676 5,927	袋 kg
	プラスチック容器	20Ｌ	276 1,334	個 kg
		40Ｌ	6,257 37,047	個 kg
		50Ｌ	264 1,699	個 kg
		70Ｌ	13 150	個 Kg
感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物・おむつ）	ビニール袋	90Ｌ	8,086 58,753	袋 kg
非感染性産業廃棄物 （産業廃棄物、廃プラ類）	ビニール袋	45Ｌ	7,654 18,320	袋 kg
非感染性産業廃棄物 （産業廃棄物、ガラスくず）	プラスチック容器	40Ｌ	500 4,380	個 kg

7　マニフェスト

病院および事業者は、上記の医療廃棄物の収集・運搬及び処分につき、医療廃棄物の数量等を入力した産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）による業務確認を行う。

8　責任

事業者は病院から委託された医療廃棄物を、受入から処分完了まで、法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間発生した事故は、その責任が病院の責に帰すべき場合を除き、事業者が責任を負うものとする。

9　業務遂行における注意事項

（1）自社もしくは自社以外で積載量を計量できる設備を要していること。
（2）当院所定の廃棄物保管庫に 1 週間に 3 回以上収集すること。
（3）休日にあたる場合等は双方協議の上日程調整し、長期保管を避けるものとする。

（４）積み残しが無いように収集すること。
（５）収集後の保管庫は整理整頓を行い、作業終了後は確実に施錠すること。
（６）運搬に使用する車両は、梱包容器が落下する恐れのない構造で荷台部は密閉構造となっていること。
（７）許可された場所以外みだりに院内を徘徊してはならない。
（８）入札業者は収集運搬業務、処分業務のいずれか、又は収集運搬業務及び処分業務の両方を行うこと。
（９）廃棄物処理法及び関係法令を遵守すること。
(10) ここに記載のない事項であっても担当職員の判断により資料の提出等を求めることがあるので、適正に対応すること。
(11) 廃棄物の種類については契約期間中変更となる可能性があり、変更があった場合にも適正に対応すること。

１０　処分方法等
（１）処分は梱包された状態で、積替え保管をせず当日中に焼却処分すること。
（２）受託者の営業所及び中間処分場は当病院から半径 100㎞ 以内にあること。
（３）収集から中間処理及び最終処分までの経路図及び所在地の確認できる書面を提出すること。

１１　容器等納品管理
（１）当院所定の容器保管庫に納品すること。
（２）容器の在庫が無くならないようにすること。

１２　再委託の禁止
受託者は、受託業務を再委託してはならない。

１３　契約の解除
委託者は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認めたときは、契約期間中であっても契約を解除できることとする。

１４　準備業務
当該業務を開始するに伴って発生する準備業務については、委託者と積極的に連携を図り、確実な業務立ち上げを行うこと。

１５　疑義の解釈
本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、委託者と受

託者とで協議の上決定することとする。

－以上